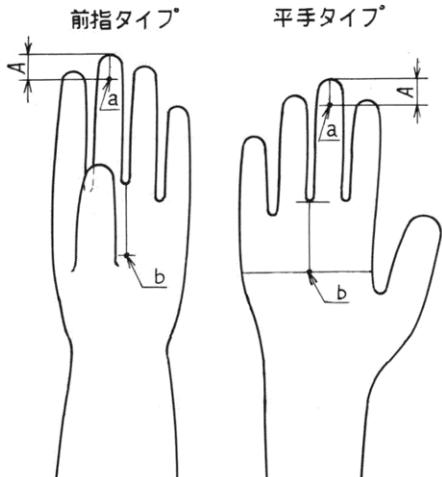
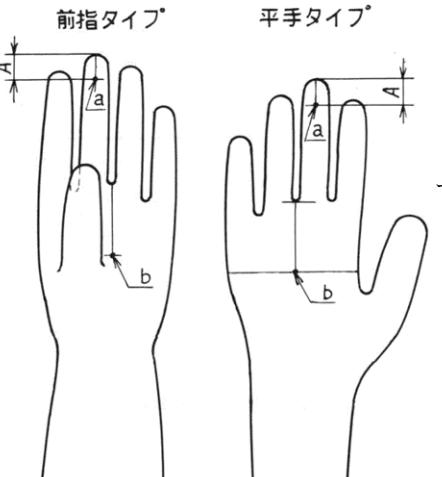


新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
3926.20 4015.19	<p>1. 手袋（厚さが <u>0.2</u>ミリメートル未満のものに限る。）</p> <p>輸入統計品目表第 3926.20 号及び第 4015.19 号に規定する手袋で、「厚さが 0.2 ミリメートル未満のもの」とは、下記図に示す a 点及び b 点を測厚器（例えば、マイクロメーター）を用いて測定した厚さが共に <u>0.2</u>ミリメートル未満のものをいう。</p>  <p>前指タイプ 平手タイプ</p> <p>a 点 中指の先端から約 15 mm とする (A の距離) b 点 掌部のほぼ中央とする</p> <p>出典：日本産業規格 なお、輸入貨物の数量について、左右兼用のもの場合は、2枚で1対 (PR) として取り扱う。</p>	3926.20 4015.19	<p>1. 手袋（厚さが <u>0.20</u>ミリメートル未満のものに限る。）</p> <p>輸入統計品目表第 3926.20 号及び第 4015.19 号において「手袋（厚さが 0.20 ミリメートル未満のものに限る。）」とは、下記図に示す a 点及び b 点を測厚器（例えば、マイクロメーター）を用いて測定した厚さが共に <u>0.20</u>ミリメートル未満のものをいう。</p>  <p>前指タイプ 平手タイプ</p> <p>a 点 中指の先端から約 15 mm とする (A の距離) b 点 掌部のほぼ中央とする</p> <p>出典：日本産業規格 なお、輸入貨物の数量について、左右兼用のもの場合は、2枚で1対 (PR) として取り扱う。</p>